

令和6年度山形県低所得のひとり親世帯に対する県産米提供事業業務委託仕様書

1 業務の目的

物価の高騰による影響を深刻に受けているひとり親家庭の生活を応援するため、山形県内在住の低所得のひとり親世帯を対象に県産米を提供することにより、ひとり親家庭の生活の安定を図る。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年8月31日まで

3 想定件数

ひとり親家庭への県産米の調達・配送 計6,500件程度

4 提供対象者

山形県内在住の令和6年4月分児童扶養手当受給者

5 委託業務の内容

(1) 県産米の調達・配送

ア 受託者は、発注者が提供した対象者の情報に基づき、対象者への配送を行うこと。

イ 配送する県産米は、令和5年度産山形県産はえぬき1等精白米とする。1件につき、10kg入りビニル袋を段ボール箱に梱包して配送すること。

なお、配送の際には、本県から提供する県産米であることがわかるよう、段ボール箱等に明記すること。

ウ 県産米の品質等については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、品質の確保に努めること。

エ 対象者の都合等により返送があった場合には、都度協議する。

オ 受託者は、納品後に納品が確認できる書類を作成すること。

(2) 報告書の作成

受託者は、毎月月末までの配送実績等に関する報告書（任意様式）を、翌月の10日までに、配送が確認できる書類とともに発注者に提出すること。

(3) その他

県産米を配送する際には、発注者が作成した対象者宛ての通知を同封すること。

6 特記事項

(1) 本業務の実施により取得した情報（個人情報を含む。）等については、すべて発注者に帰属するものとする。

(2) 受託者は、山形県個人情報保護条例、個人情報保護法、労働基準法、労働関係調整法、

最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

- (3) 受託者は、委託業務を行うに当たって、業務上知り得た秘密を洩らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託事業終了後もまた同様とする。
- (4) 受託者は、委託業務を実施するにあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項であっても、山形県が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (6) 委託業務を実施するのに必要となる機械・器具等（消耗品を除く。）については、リースやレンタルで対応すること。
- (7) 本業務に係る関係書類は、委託期間終了後5年間保存すること。

7 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、山形県と協議するものとする。